

## 川崎市わくわくプラザ事業（民間児童館型）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、民間児童館が委託事業として実施するわくわくプラザ事業（民間児童館型）（以下「わくわくプラザ事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### （事業の目的）

第2条 わくわくプラザ事業は、全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用し、生活の場としてやすらげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々との関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むように支援することを目的とする。

2 わくわくプラザ事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を包括して実施するものとする。

### （事業主体）

第3条 わくわくプラザ事業は、国又は地方公共団体以外の者が設置する児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の設置者に運営を委託し、当該委託を受けた設置者（以下「受託事業者」という。）が事業を運営するものとする。

### （管理及び運営）

第4条 受託事業者は、各小学校における事業を推進するために、施設の管理、活動内容の企画及び運営を行うものとする。

2 前項の企画及び運営を行うに当たっては、児童の自主性を尊重し、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流及び様々な生活体験ができる機会の提供等を行うとともに、PTA、町内会、自治会及び青少年関係団体等の協力を得て実施する。

### （実施施設）

第5条 わくわくプラザ事業は、川崎市立小学校で実施するものとし、実施施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。また、当該小学校の状況によって、校庭、体育館及びその他利用可能な施設で実施する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、実施場所を一時変更することができる。

### （開設日）

第6条 開設日は、日曜日、休日及び年末年始を除く、月曜日から土曜日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、開設日を変更することができる。

### （開設時間）

第7条 開設時間は、次のとおりとする。

（1）学校の課業日 授業終了時から午後6時まで

（2）学校の休業日 午前8時から午後6時までとする。ただし土曜日は、午前8時30分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、開設時間を変更することができる。

(利用者)

第8条 利用者は、当該小学校に在籍し、保護者の承諾のもとに申込みをした児童とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認める児童については、利用させることができる。

(定期的利用)

第9条 定期的な利用の申込みをした児童(以下「定期的利用児童」という。)については、生活環境に配慮し、遊びを通じて心身の発達を助長し好ましい生活態度を養うため、次の各号を実施し健全な育成を図るものとする。

- (1) 衛生及び安全が確保された設備を備えた生活の場としての専用室又はスペースを当該小学校の状況によって設置する。
- (2) 職員は、定期的利用児童の出欠席及び開設時間中の所在を把握し、無断欠席及び緊急時には保護者への連絡をとるものとする。
- (3) 定期的利用児童の活動状況等必要な事項について、保護者との連携を図るものとする。

(保護者の経費負担)

第10条 わくわくプラザ事業の運営に関わる経費について、保護者の負担は当面無料とする。ただし、行事費及びその他必要な経費は、実費を徴収することができる。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、この要綱で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表(第5条関係)

	施設名称	所在地
1	宿河原小学校わくわくプラザ	多摩区宿河原2-1-1
2	登戸小学校わくわくプラザ	多摩区登戸1329